

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和 5 5 年条例第 2 0 号)		(条項)第 6 条第 3 項
基 準 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和 5 5 年条例第 2 0 号)		(条項)第 7 条
所 管 部 署	指定管理者：社会福祉法人大津市社会福祉事業団 所管：健康保険部 健康長寿課 長寿政策係		
標 準 処 理 期 間	1 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の許可に係る審査基準]</p> <p>大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の許可に係る審査基準は、大津市立老人福祉センター条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により市長がセンターの使用を認めた者であって、その専用使用に関し、同条例第 7 条各号の使用制限事由に該当しないと認められる者であることを基準とし、同条第 3 号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」とは、大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則第 6 条各号に定める事項を遵守しないおそれがあるときとする。</p> <p>なお、大津市立老人福祉センター条例第 5 条第 1 項ただし書に定める市長が必要と認める者とは、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ ・ 事業運営上、市と連携が必要な関係機関 			

参 考

【根拠法令・基準法令】

大津市老人福祉センター条例

(使用の資格)

第5条 センターを使用することができる者は市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りではない。

(使用の手続)

第6条 (略)

3 前項第1条ただし書きの規定によりセンターの使用が認められた者は、会議等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市老人福祉センター管理運営に関する規則

(使用上の遵守事項)

第6条センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を得ないで、印刷物、ポスター等を配付し、又は掲示しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 使用場所の整理、現状回復等を行い場合は、職員の指示に従うこと。
- (4) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。